

## ◎平成二十二年四月以降において発生

が確認された口蹄疫に起因して生じ

た事態に対処するための手当金等に

ついで個人の道府県民税及び市町

村民税の臨時特例に関する法律

(平成二十二年一〇月二九日法律第四九号(衆

### 一、提案理由(平成二十二年一〇月一九日・衆議院本会議)

○原口一博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、法案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

本年四月以降に発生が確認された口蹄疫は、我が国の家畜防疫史上最大級の被害をもたらし、宮崎県及びその周辺地域の経済全体が深刻な打撃を受けております。

本案は、このような状況にかんがみ、「必要な税制上の措置

を講ずる」とした口蹄疫対策特別措置法第二十七条を踏まえて、被害を受けた発生農家等の税負担の軽減を図り、地域の基幹産業である畜産業の早期の再建を目指して、緊急に対応すべき措置を講じようとするものであります。

次に、その内容につきまして御説明申し上げます。

個人住民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、家畜伝染病予防法第五十八条の規定による手当金や口蹄疫対策特別措置法第六条第九項の規定による補てん金等の交付を受けた場合に、当該手当金等の交付により生じた所得に係る個人住民税の所得割の額を免除するものとしております。

本案は、本日総務委員会におきまして全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院総務委員長報告(平成二十二年一〇月二二日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十二年四月以降において発生が確認され

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律

平成二十一年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律

一一

た口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等の交付を受けた個人について、当該手当金等の交付により生じた所得に係る道府県民税及び市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長原口一博君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。